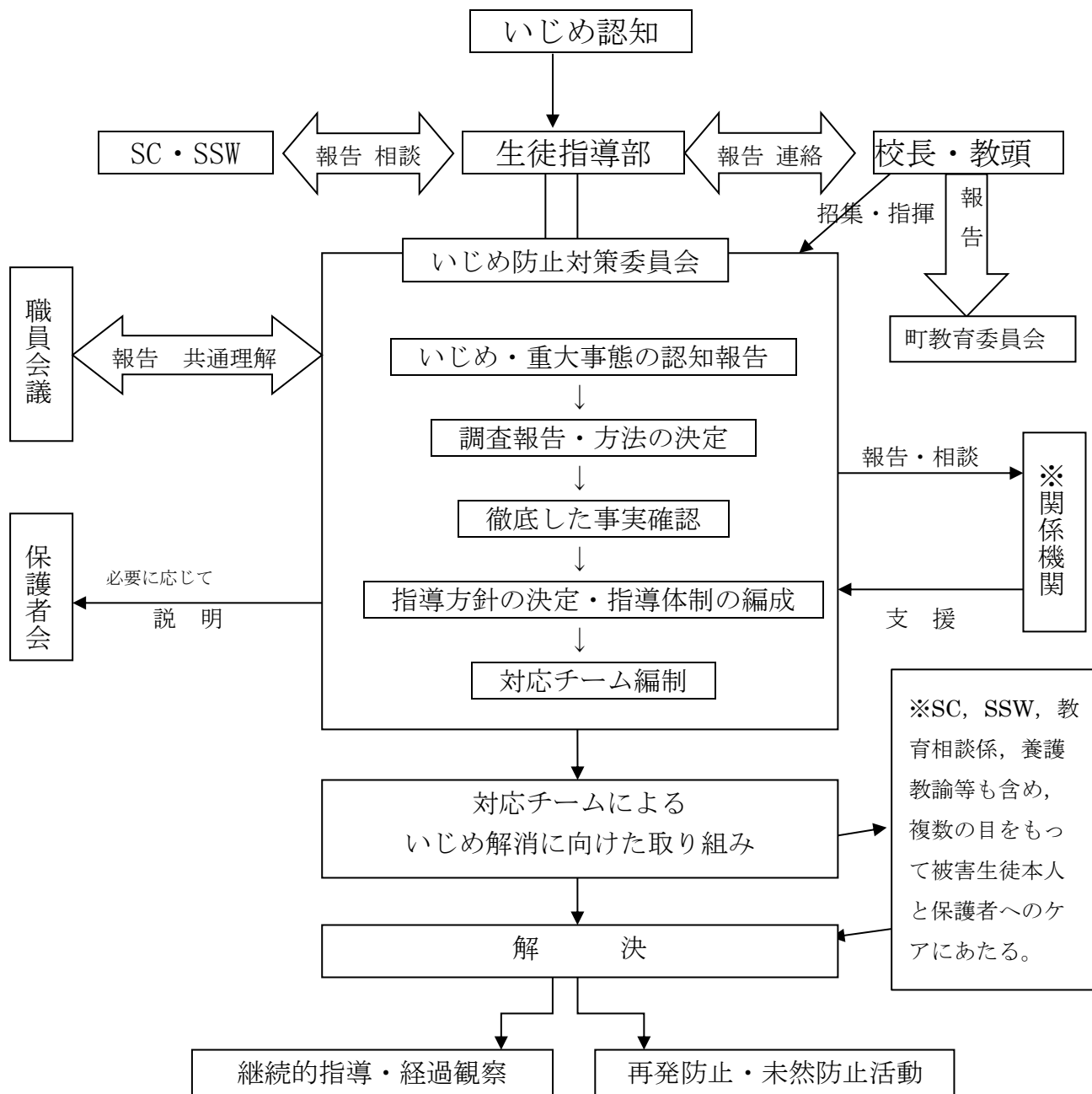


緊急時の組織的対応



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見したときは、加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは学年・学級・部活動等を単位とするアンケートを実施する。
- いじめが不登校まで発展しないよう、人間関係作りや継続的指導、家庭との連携に力を入れる。
- 双方の保護者と関係職員を交えて関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。
- 重大事態と認められる場合は、町いじめ防止等に関する基本方針により「町教委いじめ防止等委員会」が直接調査にあたる。

※関係機関

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ・ 川俣町教育委員会 024-566-2111 | ・ 福島県警生活安全部 |
| ・ 福島警察署川俣分庁舎 024-566-3121 | サイバー犯罪対策室 024-522-2151 |
| ・ 「福島いじめSOS24」 0120-916-024 | ・ ダイヤルSOS
(福島県教育センター) 0120-453-141 |